

平成30年度 平和事業（出張講座等）への講師派遣事業実施要領

1 概要

- (1) 会員自治体の平和教育を支援するために、核兵器廃絶長崎連絡協議会と協力し、平和教育の実践に取り組む大学生等を派遣します。
- (2) 被爆体験を継承するため会員自治体が主催する平和イベントに、長崎市被爆体験家族証言（交流証言）者や広島市被爆体験伝承者を派遣します。

2 派遣対象

当該会員自治体主催の平和事業（派遣は、原則として1自治体につき1会計年度に1回とします）。ただし、厚生労働省の「被爆体験伝承者等派遣事業」により事業が実施できる場合は、同事業の利用を優先します。

（※厚生労働省の事業は広島・長崎の各原爆死没者追悼平和祈念館に直接お申込みください。（別添チラシ参照））

3 開催時期

平成30年4月1日（日）～平成31年3月23日（土）

4 派遣団体数

10自治体程度

5 募集期間

(1) 一次募集

平成30年2月23日（金）～平成30年3月23日（金）必着

※派遣団体数に満たない場合等は、随時募集を予定

6 申請等

派遣を希望する場合は、講師派遣申込書を5の募集期間内に事務局に提出してください。

7 報告

派遣終了後、速やかに派遣結果報告書を事務局に提出してください。

8 役割分担

(1) 事務局

ア 大学生等、被爆体験家族証言・交流証言者、被爆体験伝承者の派遣手配

(2) 会員自治体

ア 参加者の確保

イ 会場の確保、手配

ウ 機材の確保、手配（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等）

エ その他必要な業務

9 費用負担等

(1) 事務局

上記8(1)に係る経費（謝礼金、当協議会の旅費規程に基づく派遣元から派遣先までの往復の交通費、宿泊費及び日当。ただし、派遣に係る費用負担は、20万円を上限とします。上限を超えた分は、当該会員自治体の負担とします。）

(2) 会員自治体

上記8(2)に係る経費

10 問い合わせ先

日本非核宣言自治体協議会事務局（長崎市平和推進課内）田中・山口
〒852-8117長崎市平野町7番8号長崎原爆資料館

電話番号 095-844-9923（直通） ファックス 095-846-5170

電子メール info@nucfreejapan.com

ホームページ <http://www.nucfreejapan.com>

Facebook <https://www.facebook.com/nucfree>